

公共事業再評価調書(再々評価)

所管課： 道路街路課

1 事業概要	事業名：一般国道449号(本部南道路)道路改築事業		前再評価年度：平成13年度	
	事業種別：一般国道改築事業	事業主体：沖縄県		(H4~H17)
	事業箇所：名護市~本部町	根拠法令：道路法		事業期間：H4~H20
	総事業費(百万円)：18,300	費用内訳：補助 9/10	事業量：L=8.5Km・W=25.0・30.0m	
(整備目的)	<p>一般国道449号は本部町を起点とし、名護市に至る延長約20kmの幹線道路であり、そのうち本部南道路は、本県の主要観光施設である国営沖縄記念公園海洋博地区へのアクセス道路として、また本県最大の採石場、セメント工場が集積する本部半島地域と沖縄本島全域を結ぶ産業道路として機能する延長約8.5kmの4車線道路である。</p> <p>現道は幅員が狭く、大型車両の通行が多いことから、粉塵や騒音が発生して沿道環境の改善が求められている。このような状況を改善し、安全で円滑な交通を確保するとともに主要観光施設等への時間短縮を図ることを目的に整備を進めている。</p>			
1-2前再評価以降の計画変更	特になし			
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他()			
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他()			
4 事業の進捗状況 (H18.3時点)	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)
	計画	18,300	8.5	103.0
	実施済	13,791	3.4	71.4
	率	75%	40%	69%
4-2前再評価以降の主な進捗	<p>部間大橋(延長360m、H16年度完成)を含む1.1km区間が完成供用(H17.7)した。(供用区間合計 3.4km)</p>			
5 事業効果の評価指標 (検討年40年) (基準年H18) (単位:百万円)	① 走行時間短縮	64,491	① 事業費	18,300
	② 走行経費低減	-109	② 維持管理費	1,720
	③ 交通事故減少	308		
	総便益	64,690	総費用	20,020
	基準年換算(B)	29,263	基準年換算(C)	22,307
	費用便益比(B/C) = 29263 / 22307 = 1.3			
6 事業を巡る状況の変化	<p>① 社会・経済： 沖縄記念公園海洋博地区に世界最大級の美ら海水族館が完成し(H14.11)、沖縄観光の拠点としての価値がさらに高まっている。</p> <p>接続する国道449号名護バイパスは平成19年において全線供用開始の見込みである。</p> <p>② 地元・自治体： 平成18年6月に沖縄県北部市町村会から早期整備の要望が出された。</p> <p>③ 利害関係者： 用地交渉難航箇所が解決し、現在事業に反対している地権者はおらず、用地買収は概ね順調に進んでいる。</p>			
7 事業の必要性・効率性	<p>① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 本部町の中心地である大浜地区と名護市を結ぶ幹線道路として、また、沖縄記念公園海洋博地区や本部港、渡久地港等の離島航路の拠点港へのアクセス道路として機能するとともに、採石場から沖縄本島全域を結ぶ産業道路としても機能する路線であり、北部地域の連携強化、観光を含む産業振興並びに沿道環境の改善のため早期に整備する必要がある。</p> <p>② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 当該路線は現在用地取得が69%に達し、平成18年度末には事業費ベースでの進捗が91%となる見込みであり、現計画の推進を図ることが効率的である。</p> <p>③ 事業効果の発現状況： 整備済区間(3.4km)においては、交通渋滞が緩和され、安全で円滑な交通が確保されている。</p>			
8 今後の対応・見直し	<p>① 事業計画等： 用地取得を速やかに完了させ、予定の事業期間での完了を目指す。</p> <p>② 対住民関係： 未相続用地については、相続人確定作業と並行し土地収用法に基づく取得を検討する。</p> <p>③ 執行体制等： 現体制で執行可能である。</p>			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			
10 その他 (前再評価での主な意見等)	抽出審議されていない。			

* 1事業概要の上段()は前再評価時点の計画